

令和 8 年 7 月 2 日

世界平和統一家庭連合
清算人 弁護士 伊藤 尚

献金等情報開示申請に関する本日の報道に関して

本日（2026 年 7 月 2 日）一部で報道されたところによりますと、清算人は、「教団側が保有するデータの提供に応じる。その際に提出が必要な「献金等情報開示申請書」は、信仰歴や所属教会などの記載が必須で、申請者の情報を教団職員や信者らに開示する可能性があるという。」などとされていますが、一部誤解が生じている可能性があるため、清算人として、念の為以下にご説明を致します。

1. 献金等情報開示申請について

清算人は、債権の申出をしようとする方などから、ご希望があれば、ご自身の献金や寄付などについて本清算法人に存する記録を開示するよう申請していただき、記録があればそれを開示することとしています。これは、清算人としては、各信者の方々が所属しておられた各地の教会などに存した様々な記録のうち、清算人が確保できたものをもとにして、献金等の情報を開示しようとするものです。

ところで、この記録は個人に関する情報に当たりますので、ご本人でない第三者（又はご本人が死去しておられる場合には相続人本人以外）の方が開示を申請しても、開示することはできないものです。そのため、この情報開示の申請をする際には、なりすましなどを防止するため、その申請者がご本人であることを示す本人情報の確認書類のコピー（たとえば運転免許証のコピーなど）を提出していただくこととしています。こうして提出された資料は、当然個人に関する情報ですから、その取扱いは法令に従うことになります。

そして、前記のとおり、記録は、信者・元信者の方が所属しておられた教会などに存したものを清算人において集めたものなので、所属した教会における記録を特定し確認するため、また同姓同名の方の記録が混じるのを避けるなどの必要から、申請した方がどこの教会に属しておられたか、どこの教会を通じて献金等をされたかを示していただく必要がありますので、所属教会等の情報を示していただくこととしています。また、「世界平和統一家庭連合と関わりがあった時期」を記していただくのも、記録を探す観点からのものであり同様の趣旨です。この点誤解があるようです。

また、このような献金等情報開示申請がされたことは、申請者以外の第三者には開示致しません。献金等の情報開示に際して「申請者の情報を教団職員や信者らに開示する」ことはありませんのでご安心下さい。

2. 債権の申出と債権調査の扱いについて

債権の申出に際して、ご自身の参考にするために、前記のような献金等情報開示申請をする道を開きましたが、必ずしも十分な記録があるかは定かではありません。また、これまでに清算人が得た情報によると、本清算法人においても、あるいは献金者・寄付者ご自身においても、過去の献金や寄付などについて、領収証とか資金を引き出した銀行預金の通帳の写しなど、その方が献金や寄付をいつ、いくら、誰にしたのかを示す証拠書類を作成していなかったり、保存していなかったり、紛失してしまったため、証拠書類が全くない、という事例が大変多いと聞いています。その場合、清算人としては、できる限り被害者救済の観点に立って、債権申出人が信者として活動し、献金などをしていた当時を知る本清算法人の関係者の記憶をたぐり、その記憶から債権申出された方が寄付などをしていたというご主張が確認できれば、明らかな証拠書類がなくても、献金や寄付などのご主張を認める場合がありますと考えています。つまり、証拠書類がなくても（あるいは少なくとも）、周りの方からの証言で債権の存在が確認できれば、その債権を認める場合がありますという趣旨です。

しかし、債権を申し出る方のなかには、そのような本清算法人の関係者、たとえばかつて一緒に信者として活動した人などに、自身が清算手続に債権の申出をしていることを知られたくない方もいると思われます。

そこで、清算人としては、そのような方については、システムのなかで知られたくない旨の申出をすることはプログラム上難しいため、別に紙での申出用紙を用意して、その用紙に債権申出内容を本清算法人の関係者などに対して開示しないようにしてほしい旨を記載して申出をしていただくこととしたものです。この場合には、申出をした事実や内容は、第三者には開示されません。ただ、その場合、寄付や献金などをしたことを示す証拠書類がないときは、前記のようなかつての本清算法人の関係者などから事情聴取する方法で寄付や献金の事実を確認することができない可能性があるため、その点では証拠書類がないと認定の上でプラスにすることができない可能性があることはご認識ください、という趣旨を、申出に際してのご説明に記して、ご注意を促したものです。申出人の事前の同意を得ないで、申出をした事実や内容を本清算法人の関係者に開示することはありませんので、ご安心下さい。

以上のとおり、本日報道されたところを拝見いたしますと、なかには誤解された方もあるようですので、ご説明を申し上げました。

清算人としては、債権の申出をしたいと考える方は多く、そのなかには、ご自身の申出に関する事実を他に知られたくないという方もいると思いますので、上記のように配慮する一方、客観的に証拠書類がないとか、紛失した方であっても、可能な限り必要な調査をしてまいりたいと考えているところです。

どうぞご理解をいただきますようお願い致します。